

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

事 項 学術院 専攻	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
理工情報生命学術院 国際連携持続環境科学専攻	学業成績その他の提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	研究課題に関する英語の小論文（1000単語以内。様式任意）	

博士前期課程 [個別審査]

大学院学則第12条第10号 大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項 学術院 専攻	出 願 の 条 件	入 学 の 条 件
理工情報生命学術院 国際連携持続環境科学専攻	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 休学及び留年は、在学期間に算入しない。 (2) 3年次修了の時点において、大学卒業に要する単位から4年次における必修単位を差し引いた単位（およそ120単位）を修得見込みであること。 (3) 3年次修了時点で修得した単位の80%以上が在学する大学の学業成績の評価の最高点（A+、A、優など）であることが見込まれること。 (4) 出願の際に、①3年次在学証明書②成績証明書③3年次履修申告④当該大学卒業要件規約書を提出すること。	(1) 3年次修了の時点までに、大学卒業に要する単位から4年次における必修単位を差し引いた単位（およそ120単位）を修得していること。 (2) 3年次修了時まで修得した単位の80%以上が在学する大学の学業成績の評価の最高点（A+、A、優など）であること。

博士前期課程 [飛び級]

- 注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。
 ② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部（学群）を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事項 大学院 専攻	1. 必要な科目と単位数 2. 単位の換算方法 (1) 成績証明書等に基づく換算方法 (2) 成績証明書等が提出できない場合 3. 大学院で定める提出書類 4. その他	備考
理工情報生命学術院 国際連携持続環境科学専攻	入学希望者があった場合、委員会を組織し、入学希望者の単位等に関して検討し、教育会議で、入学資格があるか否かについて最終的に認定する。	

博士前期課程 [外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者をその後に入学させる本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他学術院が必要と認める書類について

事項 大学院 専攻	審査基準	その他学術院が必要と認める書類	備考
理工情報生命学術院 国際連携持続環境科学専攻	学業成績その他の提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	研究課題に関する英語の小論文（1000単語以内。様式任意）	

博士前期課程 [他大学院飛び級入学]